

第 165 号 (令和 6 年 4 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

△	横浜市斎場条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局環境施設課】	4
---	-----------------------------------	---

【告示】

△	指定納付受託者の指定【財政局徴収対策課】	9
△	出資法人等の名称【市民局市民情報課】	10
△	指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【こども青少年局保育・教育認定課】	11
△	児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	12
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	13
△	児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	14
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	15
△	児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】	16
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	17
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	18
△	家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	19
△	家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	20
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	21
△	幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	22
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	23
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	24
△	指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【こども青少年局こども家庭課】	25
△	同 【健康福祉局障害施策推進課】	26
△	「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託【健康福祉局障害施策推進課】	27
△	身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】	29
△	保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	35
△	「よこはまのいきものハンドブック」売払代金収納事務の委託【みどり環境局環境科学研究所】	36
△	廃棄物（南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務の委託【資源循環局処分地管理課】	37
△	新綱島駅自転車駐車場整理手数料の収納事務の委託【都市整備局市街地整備調整課】	38

△ 建設発生土搬入整理券売払代金収納事務の委託【港湾局新本牧事業推進課】	39
[公告]	
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	40
△ 同【経済局商業振興課】	42
△ 同【経済局商業振興課】	44
△ 土地改良区清算人の退任の届出【みどり環境局農政推進課】	46
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	47
△ 同【みどり環境局水・土壤環境課】	48
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壤環境課】	49
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	50
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	51
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	52
△ 横浜国際港都建設下水道事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	53
△ 横浜国際港都建設道路事業に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	55
△ 横浜国際港都建設道路事業の施行【建築局都市計画課】	56
△ 横浜国際港都建設道路事業に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	57
△ 横浜国際港都建設道路事業の施行【建築局都市計画課】	58
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	59
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	60
△ 同【建築局調整区域課】	61
△ 同【建築局調整区域課】	62
△ 同【建築局調整区域課】	63
△ 同【建築局調整区域課】	64
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	65
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	66
[達]	
△ 横浜市環境管理計画推進会議設置規程の一部改正【みどり環境局戦略企画課】	67
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	68
△ 同【旭区地域振興課】	69
△ 同【旭区地域振興課】	70
△ 同【旭区地域振興課】	71
△ 同【旭区地域振興課】	72
△ 同【旭区地域振興課】	73
△ 同【旭区地域振興課】	74
△ 同【旭区地域振興課】	75
△ 同【旭区地域振興課】	76
△ 同【旭区地域振興課】	77
△ 同【旭区地域振興課】	78
△ 同【旭区地域振興課】	79
△ 同【旭区地域振興課】	80
△ 同【磯子区地域振興課】	81
△ 同【栄区地域振興課】	82

[水道局]

△ 指定給水装置工事事業者の更新【給水維持課】 83

[交通局]

△ 職員の懲戒処分【人事課】 94

[市選挙管理委員会]

△ 横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書要旨の一部訂正【選挙課】 95

[正誤]

96

規 則

横 浜 市 斎 場 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る
。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 50 号

横 浜 市 斎 場 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 斎 場 条 例 施 行 規 則 (昭 和 55 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 20 号) の 一
部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 8 条 を 第 10 条 と し、 第 7 条 を 第 9 条 と す る 。

第 6 条 中 「 第 7 条 第 2 項 」 を 「 第 11 条 第 2 項 」 に、 「 第 2 条 第 1
項 」 を 「 第 5 条 第 1 項 」 に、 「 第 5 号 様 式 」 を 「 第 7 号 様 式 」 に 改
め、 同 条 を 第 8 条 と す る 。

第 5 条 第 1 項 中 「 第 3 条 第 3 項 」 を 「 第 6 条 第 3 項 」 に、 「 第 5
条 第 6 項 」 を 「 第 9 条 第 6 項 」 に、 「 第 3 号 様 式 」 を 「 第 5 号 様 式
」 に 改 め、 同 条 第 2 項 中 「 第 3 条 第 3 項 」 を 「 第 6 条 第 3 項 」 に、
「 第 4 号 様 式 」 を 「 第 6 号 様 式 」 に 改 め、 同 条 を 第 7 条 と す る 。

第 4 条 中 「 第 2 号 様 式 」 を 「 第 4 号 様 式 」 に 改 め、 同 条 を 第 6 条
と す る 。

第 3 条 第 1 項 中 「 第 3 条 第 2 項 た だ し 書 」 を 「 第 6 条 第 2 項 た だ
し 書 」 に、 「 第 5 条 第 6 項 」 を 「 第 9 条 第 6 項 」 に 改 め、 同 条 第 2
項 中 「 第 3 条 第 2 項 た だ し 書 」 を 「 第 6 条 第 2 項 た だ し 書 」 に 改 め
、 同 条 を 第 5 条 と す る 。

第 2 条 第 1 項 中 「 第 2 条 第 1 項 」 を 「 第 5 条 第 1 項 」 に、 「 第 5
条 第 2 項 」 を 「 第 9 条 第 2 項 」 に、 「 第 1 号 様 式 」 を 「 第 2 号 様 式
」 に、 「 火 葬 許 可 証 又 は 改 葬 許 可 証 を 添 え て、 市 長 に 提 出 し な け れ
ば 」 を 「 よ り 市 長 (条 例 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 同 項 第 1 号 に 掲
げ る 業 務 を 同 項 に 規 定 す る 指 定 管 理 者 に 行 わ せ る 場 合 に あ っ て は、
当 該 指 定 管 理 者。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ。) に 申 請 し な け れ ば 」
に 改 め、 同 項 に 後 段 と し て 次 の よう に 加 え る 。

こ の 場 合 に お い て、 当 該 申 請 者 は、 市 長 が 定 め る 日 ま で に、 火
葬 許 可 証 又 は 改 葬 許 可 証 を 提 出 し な け れ ば な ら な い 。

第 2 条 第 2 項 中 「 第 2 条 第 1 項 」 を 「 第 5 条 第 1 項 」 に、 「 第 1
号 様 式 の 2 」 を 「 第 3 号 様 式 」 に、 「 医 師 の 証 明 書 を 添 え て、 市 長
に 提 出 し な け れ ば 」 を 「 よ り 市 長 に 申 請 し な け れ ば 」 に 改 め、 同 項
に 後 段 と し て 次 の よう に 加 え る 。

こ の 場 合 に お い て、 当 該 申 請 者 は、 市 長 が 定 め る 日 ま で に、 医
師 の 証 明 書 を 提 出 し な け れ ば な ら な い 。

第 2 条 第 4 項 中 「第 2 条 第 1 項」 を 「第 5 条 第 1 項」 に 改 め、同 条 を 第 4 条 と す る。

第 1 条 の 次 に 次 の 2 条 を 加 え る。

(指 定 管 理 者 の 公 募)

第 2 条 市 長 は、条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 募 を 行 う 場 合 は、あ ら か じ め、指 定 管 理 者 の 指 定 の 基 準 を 定 め、か つ、こ れ を 公 に し て お く も の と す る。

(指 定 申 請 書 の 提 出 等)

第 3 条 指 定 管 理 者 の 指 定 を 受 け よ う と す る も の は、指 定 申 請 書 (第 1 号 様 式) を 市 長 に 提 出 し な け れ ば な ら ない。

2 前 項 の 申 請 書 に は、条 例 第 2 条 第 3 項 に 規 定 す る 事 業 計 画 書 及 び 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 し な け れ ば な ら ない。

(1) 定 款、規 約 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 書 類

(2) 法 人 に あ っ て は、当 該 法 人 の 登 記 事 項 証 明 書

(3) 前 項 の 申 請 書 を 提 出 す る 日 の 属 す る 事 業 年 度 の 収 支 予 算 書 及 び 事 業 計 画 書 並 び に 前 事 業 年 度 の 収 支 計 算 書 及 び 事 業 報 告 書

(4) 当 該 斎 場 の 管 理 に 関 す る 業 務 の 収 支 予 算 書

(5) そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類

第 5 号 様 式 中 「第 6 条」 を 「第 8 条」 に 改 め、同 様 式 を 第 7 号 様 式 と す る。

第 4 号 様 式 中 「第 5 条 第 2 項」 を 「第 7 条 第 2 項」 に 改 め、同 様 式 を 第 6 号 様 式 と す る。

第 3 号 様 式 中 「第 5 条 第 1 項」 を 「第 7 条 第 1 項」 に 改 め、同 様 式 を 第 5 号 様 式 と す る。

第 2 号 様 式 中 「第 4 条」 を 「第 6 条」 に 改 め、同 様 式 を 第 4 号 様 式 と す る。

第 1 号 様 式 の 2 中 「第 2 条 第 2 項」 を 「第 4 条 第 2 項」 に、

「

(申 請 先)

横 浜 市 長

」

を

「

(申 請 先)

」

に、

「

使 用 料

を

使用料又は利用料金

に 改 め、同 様 式 を 第 3 号 様 式 と す る。

第 1 号 様 式 中 「 第 2 条 第 1 項 」 を 「 第 4 条 第 1 項 」 に、

(申請先)

横浜市長

を

(申請先)

に、

使 用 料

を

使用料又は利用料金

に 改 め、同 様 式 を 第 2 号 様 式 と し、同 様 式 の 前 に 次 の 1 様 式 を 加 え
る。

第 1 号様式 (第 3 条第 1 項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申 請 先)
横 浜 市 長

所 在 地
申 請 者 団 体 名
代 表 者 氏 名

次の斎場の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名) 横浜市 斎場

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに
前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該斎場の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告示

横浜市告示第 172 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定納付受託者の名称
 - (1) 株式会社ジェーシービー
 - (2) 三井住友カード株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
 - (1) 東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号
 - (2) 東京都江東区豊洲 3 丁目 2 番 31 号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入
クレジット納付による納税者からの市税納付
- 5 指定納付受託者に納付させる期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで

横浜市告示第 173 号

出資法人等の名称

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 32 条第 1 項の規定により情報公開を行う出資法人等は、次のとおりである。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会
公益財団法人横浜市国際交流協会
公益財団法人横浜市スポーツ協会
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
公益財団法人横浜市観光協会
公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団
公益財団法人横浜企業経営支援財団
公益財団法人横浜市消費者協会
公益財団法人横浜市シルバ一人材センター
公益財団法人よこはまユース
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会
社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
公益財団法人横浜市総合保健医療財団
公益財団法人横浜市資源循環公社
横浜市住宅供給公社
公益財団法人横浜市建築保全公社
横浜シティ・エア・ターミナル株式会社
横浜高速鉄道株式会社
株式会社横浜シーサイドライン
横浜港埠頭株式会社
横浜ベイサイドマリーナ株式会社
公益財団法人帆船日本丸記念財団
横浜ウォーター株式会社
横浜交通開発株式会社
公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
公益財団法人よこはま学校食育財団

横 浜 市 告 示 第 174 号

指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 指 定 及 び 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 243 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に
よ り 、 次 の と お り 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 を 指 定 し 、 収 納 事 務 を 委 託 し
た 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 名 称
株 式 会 社 電 算 シ ス テ ム
- 2 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 事 務 所 の 所 在 地
岐 阜 県 岐 阜 市 日 置 江 1 丁 目 58 番 地
- 3 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 に 委 託 し た 収 納 事 務 に 係 る 歳 入
 - (1) 保 育 所 保 育 料
 - (2) 市 立 保 育 所 延 長 保 育 負 担 金
 - (3) 市 立 保 育 所 食 事 提 供 費
- 4 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 指 定 を し た 日
令 和 6 年 4 月 1 日
- 5 収 納 事 務 の 委 託 を し た 日
令 和 6 年 4 月 1 日
- 6 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 と し て 指 定 す る 期 間
令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 令 和 9 年 5 月 31 日 ま で

横浜市告示第 175 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	サイド・サン保育園
設置者	社会福祉法人サン福祉会
所在地	港南区最戸二丁目 6 番 10 号

横 浜 市 告 示 第 176 号

児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認
 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 及 び 子 ども ・
 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 31 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、
 児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認 を し た 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設 置 認 可 ・ 確 認 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	グ ロー バ ル キ ッ ズ 藤 が 丘 一 丁 目 園
設 置 者	株 式 会 社 グ ロー バ ル キ ッ ズ
所 在 地	青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 31 番 地 の 19

横浜市告示第 177 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和 6 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 6 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	アートチャイルドケア鶴見
設置者	アートチャイルドケア株式会社
所在地	鶴見区鶴見中央三丁目 10 番

横浜市告示第 178 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和 6 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 6 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	グローバルキッズ藤が丘園
設置者	株式会社グローバルキッズ
所在地	青葉区藤が丘一丁目 16 番地の 20

横浜市告示第 179 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

承認年月日	令和 6 年 3 月 31 日
廃止年月日	令和 6 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	あかいとり保育園
所在地	保土ヶ谷区権太坂三丁目 1 番 34 号

横浜市告示第 180 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

承認年月日	令和 6 年 3 月 31 日
廃止年月日	令和 6 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	和田愛児園
所在地	保土ヶ谷区和田二丁目 16 番 13 号

横浜市告示第 181 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

承認年月日	令和 6 年 3 月 31 日
廃止年月日	令和 6 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	横浜りとりるばんぷきんず
所在地	港北区日吉本町四丁目 10 番 49 号

横浜市告示第 182 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	しんざわあゆみ保育室
設置者	特定非営利活動法人 柏伸会 しんざわあゆみ 保育室
所在地	戸塚区 戸塚町 3,680 番地の 2

横浜市告示第 183 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
 辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 37 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 48 条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 6 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 6 年 3 月 31 日
施設種別	家庭的保育事業
施設名称	田村家庭保育室
設置者	田 村 直 美
所在地	鶴見区獅子ヶ谷一丁目 11 番 35 号

横浜市告示第 184 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
 辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 37 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 48 条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 6 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 6 年 3 月 31 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	しんざわあゆみ保育室
設置者	学校法人柏栄学園
所在地	戸塚区戸塚町 3,680 番地の 2

横浜市告示第 185 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 6 項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	幼保連携型認定こども園あかいたりこども園
設置者	社会福祉法人赤い鳥保育会
所在地	保土ヶ谷区権太坂三丁目 1 番 34 号

横浜市告示第 186 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 6 項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	幼保連携型認定こども園 和田愛児園
設置者	社会福祉法人ピアッツァ
所在地	保土ヶ谷区和田二丁目 16 番 13 号

横浜市告示第 187 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 6 項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	横浜りとりるぱんぷきんず
設置者	社会福祉法人清香会
所在地	港北区日吉本町四丁目 10 番 49 号

横 浜 市 告 示 第 188 号

指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 指 定 及 び 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 243 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に
よ り 、 次 の と お り 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 を 指 定 し 、 収 納 事 務 を 委 託 し
た 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 名 称
株 式 会 社 電 算 シ ス テ ム
- 2 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 事 務 所 の 所 在 地
岐 阜 県 岐 阜 市 日 置 江 一 丁 目 58 番 地
- 3 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 に 委 託 し た 収 納 事 務 に 係 る 歳 入
 - (1) 母 子 父 子 福 祉 資 金 償 還 金
 - (2) 寡 婦 福 祉 資 金 償 還 金
- 4 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 指 定 を し た 日
令 和 6 年 4 月 1 日
- 5 収 納 事 務 の 委 託 を し た 日
令 和 6 年 4 月 1 日
- 6 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 と し て 指 定 す る 期 間
令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 令 和 10 年 5 月 31 日 ま で

横浜市告示第 189 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
代表理事 瀬戸 恒彦
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
中区山下町 23 番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入
「研修受講券」売払代金収納事務
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 収納事務の委託をした日
令和 6 年 4 月 1 日

横浜市告示第 190 号

「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、「障害福祉のあんない」売払代金収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
社会福祉法人大樹 理事長 山本一郎	鶴見区北寺尾四丁目 21 番 20 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
一般財団法人横浜 市ひとり親家庭福 祉会 理事長 道下久美子	神奈川区立町 14 番地 の 3	同
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水龍男	神奈川区二ツ谷町 9 番地の 5	同
グリーンファシリ ティーズ瀬谷株式 会社 代表取締役 浮穴浩一	西区みなとみらい三 丁目 6 番 1 号	同
社会福祉法人そよ かぜの丘 理事長 高森政雄	港南区港南四丁目 2 番 8 号	同
社会福祉法人ル・ プリ 理事長 宮内眞治	旭区金が谷 550 番地	同
社会福祉法人偕恵 園 理事長 竹内勇	旭区上白根町 783 番 地	同
株式会社清光社 代表取締役 鈴木真	中区山下町 1 シルク センター内	同
社会福祉法人横浜 共生会 理事長	港北区新吉田町 6,00 1 番地の 6	同

村 松 紀美枝		
社会福祉法人ひかり 理事長 齊 藤 進 治	戸塚区川上町 4 番地 の 9	同
社会福祉法人訪問 の家 理事長 名 里 晴 美	栄区桂台中 4 番 7 号	同
有限会社ヤスイチ 酒店 代表取締役 安 西 稔	泉区和泉中央北六丁 目 25 番 1 号	同
社会福祉法人すみ なす会 理事長 村 上 友 利	金沢区釜利谷南二丁 目 8 番 1 号	同
株式会社サンワッ クス 代表取締役 野 原 治 人	埼玉県熊谷市問屋町 二丁目 5 番 13 号	

横浜市告示第 191 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和 6 年 4 月 1 日	医療法人 慶眼会 横浜けい い眼科和 田町院	保土ヶ谷 区和田一 丁目 11 番 17 号	眼科	視覚障害	清水映輔
同	公立大学 法人横浜 市立大 学院附属 病院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	眼科	視覚障害	立石守
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害	宇留間周平
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12 番 1 号	耳鼻咽 喉科・部 頭頸外 科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 言語又は その他機 能障害	岩村泰
同	独立行政 法人労働 者健康機 構全労災 横浜労 院	港北区小 机町 3, 21 1 番地	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 言語又は その他機 能障害	金子光裕
同	公立大学 法人横浜 市立大 市民医療 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 言語又は その他機 能障害	佐久間巴
同	独立行政 法人労働 者健康機 構全労災 横浜労 院	港北区小 机町 3, 21 1 番地	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音	二宮啓彰

	全機構横 浜労災病 院				声機能・能 言語はそし 又やく機能 や障害	
同	公立大 法市立横 院	金沢区福 浦三丁目 9番地	耳鼻咽 喉科	聴覚又 平衡機 障害、能 言語はそ 又やく機 や障害	は能音・能 し能	平井友梨
同	医療法人 団明新 横市脳神 都経院	青葉区荏 田町 433 番地	脳神経 外科	音・能 言又 や障 害不 自由	能機そ機 はく、自 し能	神谷光樹
同	公立大 法市立横 院	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	脳神経 内科	音・能 言又 や障 害不 自由	能機そ機 はく、自 し能	小林卓雄
同	横滨市中 立・椎一 脳卒脊 院	磯子区滝 頭一丁目 2 番 1 号	リハビリ テーション 科	音・能 言又 や障 害不 自由	能機そ機 はく、自 し能	田中都
同	公立大 法市立横 院	金沢区福 浦三丁目 9番地	整形外 科	肢 体不 自 由	能機そ機 はく、自 し能	佐原輝
同	横滨市中 立・椎一 脳卒脊 院	磯子区滝 頭一丁目 2 番 1 号	整形外 科	肢 体不 自 由	能機そ機 はく、自 し能	名取修平
同	医療法人 団悠仁 横市 院	旭区下川 井町 347 番地の 1	リハビリ テーション 科	肢 体不 自 由	能機そ機 はく、自 し能	羽田拓也
同	公立大 法市立横 院	金沢区福	脳神経	肢 体不 自 由	能機そ機 はく、自 し能	福田裕美

	横浜市立大附属病院	横浜市立大附属病院	浦三丁目 9 番地	内科	由	
同	みずほ二園緑	ほクク都	泉区緑園 七丁目 13 番地	内科	肢体不自由	三村典裕
同	医療法人新ハービー	療会リテ	神奈川区 菅田町 2, 628 番地の 4	内科	肢体不自由	安井利夫
同	昭横部	和浜市立大北	都筑区茅ヶ崎 中央 1 号 35 番	循環器内科	心臓機能障害	大山祐司
同	社会福祉法人福団	福聖事業	保土ヶ谷 215 番地	心臓血管外科	心臓機能障害	清原久貴
同	聖マリアン	マリアン	旭区矢指 1, 197 番地の 1	循環器内科	心臓機能障害	古藤 弾
同	横み十字	市と立赤	中区新山 12 番 1 号	心臓血管外科	心臓機能障害	住吉 力
同	社会福祉財団	福恩生	鶴見区下 6 番 1 号	循環器内科	心臓機能障害	山口航平
同	独法人病横セ	行政立構療一	戸塚区原 60 番 2 号	呼吸器外科	呼吸器機能障害	古賀大靖
同	神立呼吸セ	奈川器具病一	金沢区富 16 番 1 号	呼吸器外科	呼吸器機能障害	三品善之
同	医療法人明旭	法明旭	旭区若葉 20 番 1 号	腎臓内科	じん臓機能障害	下里 誠司

	中央総合病院					
同	国家公務員共済組合横浜済済病	栄区桂町 132 番地	腎臓内科	じん臓機能障害	野崎有沙	
同	国家公務員共済組合横浜済済病	金沢区六丁 21 番 1 号	腎臓高血圧内科	じん臓機能障害	星野薫	
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山目 12 番 1 号	消化器内科	肝臓機能障害	松本浩明	
同	はな眼科	青葉区美二丘 20 番地の 18	眼科	視覚障害	杉村華子	
同	特定医療法人成木	鶴見区下丁 13 番 8 号	眼科	視覚障害	高階博嗣	
同	日吉本町耳鼻咽喉科	港北区日四本町 15 番 11 号	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡障害、音声言語又は視覚障害	江川峻哉	
同	医療法人清がみクリニック	戸塚区戸塚 3,84 番地の 1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡障害、音声言語又は視覚障害	鈴木成尚	
同	医療法人芳新脳神経外科	青葉区荏原 433 番地	リハビリテーション科	音声言語又は聴覚障害、肢体不自由	宮地由樹	
同	青葉台脳神経外科	青葉区青台 2 丁	脳神経外科	肢体不自由	青木美憲	

	ニ ッ ク	目 6 番 地 の 12				
同	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 濟 生 会 支 部 神 奈 川 県 濟 生 市 会 横 濱 院 南 部 病	港 南 区 港 南 台 三 丁 目 2 番 10 号	脳 神 經 外 科	肢 体 不 自 由	櫛 裕 史	
同	東 戸 塚 み ど り 在 宅 ク リ ニ ッ ク	戸 塚 区 品 濃 町 513 番 地 の 7	内 科	肢 体 不 自 由	高 橋 宏 和	
同	東 戸 塚 み ど り 在 宅 ク リ ニ ッ ク	戸 塚 区 品 濃 町 513 番 地 の 7	内 科	肢 体 不 自 由	竹 田 亮 平	
同	公 立 大 学 法 人 横 濱 市 立 附 属 大 学 附 属 病 院	金 沢 区 福 浦 三 丁 目 9 番 地	形 成 外 科	肢 体 不 自 由	林 礼 人	
同	医 療 法 人 社 団 H K N 横 濱 ポ ー ト 中 崎 ド リ ニ ッ ク	神 奈 川 区 大 野 町 1 番 地 の 25	小 児 科	肢 体 不 自 由	日 暮 憲 道	
同	医 療 法 人 五 星 会 新 横 濱 リ ハ ビ シ ョ ン 病 院	神 奈 川 区 菅 田 町 2, 628 番 地 の 4	リ ハ ビ レ ー シ ョ ン 科、内 科	肢 体 不 自 由	山 口 法 隆	
同	独 立 行 政 法 人 地 域 医 療 機 能 推 進 機 構 横 濱 中 央 病 院	中 区 山 下 町 268 番 地	脳 神 經 外 科	肢 体 不 自 由	山 田 勝	
同	公 立 大 学 法 人 横 濱 市 立 附 属 大 学 附 属 病 院	金 沢 区 福 浦 三 丁 目 9 番 地	循 環 器 内 科	心 臓 機 能 障 害	岩 橋 徳 明	
同	独 立 行 政 法 人 勞 働 者 健 康 安 全 機 構	港 北 区 小 机 町 3, 21 1 番 地	外 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害	郡 司 久	

	浜 労 災 病 院				
同	独 立 行 政 法 人 勞 働 者 健 康 安 全 機 構 横 浜 勞 災 病 院	港 北 区 小 机 町 3,21 1 番 地	外 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害	澤 田 尚 人
同	公 立 大 学 法 人 横 浜 市 立 大 学 附 属 市 民 總 合 セ ン タ ー	南 区 浦 舟 町 4 丁 目 57 番 地	消 化 器 外 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害 、 小 腸 機 能 障 害	笠 原 康 平

横浜市告示第 192 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
氷取沢市民の森	磯子区氷取沢町 664 番の 1 から 664 番の 5 まで、668 番の 1、668 番の 2、669 番、671 番、673 番、677 番の 1 から 677 番の 3 まで、682 番の 1、及び 682 番の 4 から 682 番の 11 まで	令和 6 年 3 月 25 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
新治市民の森	緑区新治町 902 番から 910 番まで、911 番の 1、911 番の 3、912 番から 914 番まで、938 番、939 番、940 番の 1、940 番の 2、941 番から 944 番まで、946 番から 953 番まで、987 番、988 番、989 番、1,101 番の 1、1,102 番の 2、1,158 番、1,159 番、1,160 番、1,161 番及び 1,230 番の 1 の一部	令和 6 年 3 月 25 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
	緑区新治町 911 番の 2、954 番の 1、955 番の 1、955 番の 2、983 番、984 番、994 番、997 番から 1,000 番まで、1,027 番、1,030 番及び 1,032 番	令和 6 年 3 月 25 日から

横浜市告示第 193 号

「よこはまのいきものハンドブック」売払代金収納事務
の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、「よこはまのいきものハンドブック」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社 A Q U A 代表取締役 大塚 和 夫	西区みなとみらい二 丁目 2 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 194 号

廃棄物（南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、廃棄物（南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市資源循環公社 理事長 中山雅仁	中区尾上町 1 丁目 8 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 195 号

新 綱 島 駅 自 転 車 駐 車 場 整 理 手 数 料 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (令 和 6 年 政 令 第 12 号) 附 則 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り な お 従 前 の 例 に よ る こ と と さ れ る 地 方 自 治 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 に よ る 改 正 前 の 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 新 綱 島 駅 自 転 車 駐 車 場 整 理 手 数 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た
。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
横 浜 サ イ カ パ ー キ ン グ 株 式 会 社	中 区 尾 上 町 6 丁 目 81 番 地	令 和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 7 年 3 月 31 日 まで

横浜市告示第 196 号

建設発生土搬入整理券売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、建設発生土搬入整理券売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 伊 東 慎 介	中区山下町 2 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで

公 告

横 浜 市 公 告 第 219 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

- (1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地
三 井 ア ウ ト レ ッ ト パ ー ク 横 浜 ベ イ サ イ ド
金 沢 区 白 帆 2 番 地 の 2 ほか
- (2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名
三 井 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 植 田 俊
東 京 都 中 央 区 日 本 橋 室 町 2 丁 目 1 番 1 号
- (3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	三 井 不 動 産 株 式 会 社 代 表 取 締 役 菰 田 正 信 東 京 都 中 央 区 日 本 橋 室 町 2 丁 目 1 番 1 号	三 井 不 動 産 株 式 会 社 代 表 取 締 役 植 田 俊 東 京 都 中 央 区 日 本 橋 室 町 2 丁 目 1 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	L i n d t & S p r u n g l i J a p a n 株 式 会 社 代 表 取 締 役 ア ン ド レ ・ ツ ィ メ ル マ ン 東 京 都 港 区 南 青 山 3 丁 目 13 番 18 号	L i n d t & S p r u n g l i J a p a n 株 式 会 社 代 表 取 締 役 ア ラ ン ・ ジ ェ ル ミ ケ 東 京 都 港 区 南 青 山 3 丁 目 13 番 18 号

	ほか 122 者	ほか 122 者
(4) 変更の年月日		
令和 5 年 4 月 1 日ほか		
(5) 変更した理由		
設置者の代表者変更のためほか		
2 届出年月日		
令和 6 年 3 月 27 日		
3 縦覧場所		
中区本町 6 丁目 50 番地の 10		
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課		

横浜市公告第 220 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと横浜

都筑区池辺町 4,035 番地の 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 A O K I 代表取締役 中村 宏明 都筑区葛が谷 6 番 56 号 ほか 162 者	株式会社 A O K I 代表取締役 森 裕隆 都筑区葛が谷 6 番 56 号 ほか 159 者

(4) 変更の年月日

令和 3 年 4 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 6 年 3 月 27 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 221 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスポット新横浜店

港北区北新横浜一丁目 3 番地の 16

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マキヤ

代表取締役 早川 紀行

静岡県沼津市三枚橋 709 番地の 1

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 479 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 322 台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時 （年間 12 0 日午前 9 時） 閉店時刻 午後 10 時	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 10 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時 30 分（年間 120 日午前 8 時 30 分 ）から午後 10 時 30 分 まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

（添付図面は省略）

- (4) 変更する年月日
令和 6 年 11 月 30 日 ほか
 - (5) 変更する理由
営業計画変更のため
- 2 届出年月日
令和 6 年 3 月 29 日
- 3 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 222 号

土 地 改 良 区 清 算 人 の 退 任 の 届 出

土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 68 条 第 4 項 に お い て 準 用
 す る 同 法 第 18 条 第 17 項 の 規 定 に 基 づ き 、 清 算 法 人 横 浜 市 戸 塚 区 舞 岡
 土 地 改 良 区 か ら 次 の と お り 清 算 人 が 退 任 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

退 任 し た 清 算 人 の 住 所 及 び 氏 名

住 所	氏 名
戸 塚 区 舞 岡 町 1,913 番 地	金 子 光 一
戸 塚 区 舞 岡 町 2,911 番 地	相 澤 晴 男
戸 塚 区 舞 岡 町 753 番 地	北 見 光 春
戸 塚 区 舞 岡 町 2,910 番 地	北 見 信 幸
戸 塚 区 舞 岡 町 795 番 地	小 泉 国 雄
戸 塚 区 舞 岡 町 3,374 番 地	小 泉 佐 登 嗣
戸 塚 区 舞 岡 町 1,364 番 地	角 津 安 男
戸 塚 区 舞 岡 町 1,911 番 地	金 子 政 也
戸 塚 区 舞 岡 町 1,192 番 地	田 中 康 夫

横 浜 市 公 告 第 223 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
磯 子 区 新 森 町 1 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 224 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
戸 塚 区 柏 尾 町 字 土 婦 100 番 の 1 及 び 字 中 土 婦 201 番 の 1 の 各 一
部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 225 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
5 年 10 月 横 浜 市 公 告 第 605 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
戸 塚 区 前 田 町 字 そ う じ 前 140 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 226 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 (平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号) 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 守 屋 町 3 丁 目 9 番 の 38 の 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 227 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 1 月 28 日	11520	株 式 会 社 進 友 建 設	松 尾 裕 也	(新) 栄 区 野 七 里 二 丁 目 14 番 3 号
				(旧) 栄 区 長 倉 町 2 番 17 - 2 号
令 和 6 年 2 月 17 日	11716	株 式 会 社 湘 南 工 業	川 嶋 得 生	(新) 茅 ヶ 崎 市 赤 羽 根 53 番 地 の 5
				(旧) 茅 ヶ 崎 市 松 林 2 丁 目 8 番 5 - 2 号

横 浜 市 公 告 第 228 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
30482	紫 洋 建 設 株 式 会 社	戸 塚 区 俣 野 町 1, 403 番 地	令 和 6 年 4 月 12 日

横浜市公告第 229 号

横浜国際港都建設下水道事業の事業計画変更に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設下水道事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設下水道事業
横浜公共下水道

3 事業施行期間

昭和 32 年 3 月 23 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

鶴見区市場下町、上末吉二丁目、上末吉四丁目、駒岡五丁目、下末吉二丁目、末広町、佃野町、鶴見中央二丁目、向井町、元宮二丁目及び矢向一丁目地内

神奈川区青木町、新浦島町、千若町、東神奈川二丁目及び星野町地内

西区北幸二丁目、楠町、桜木町、戸部本町及び西平沼町地内

中区本牧十二天及び山下町地内

南区山王町、花之木町、万世町、睦町及び吉野町地内

港南区下永谷四丁目地内

保土ヶ谷区岩間町及び天王町地内

旭区鶴ヶ峰本町一丁目地内

磯子区磯子一丁目、磯子二丁目、新磯子町、田中一丁目及び中原一丁目地内

金沢区海の公園、金沢町、幸浦一丁目、並木一丁目、六浦一丁目、六浦四丁目及び谷津町地内

港北区大倉山六丁目、大倉山七丁目、北新横浜一丁目、高田西一丁目、樽町三丁目、綱島東一丁目、鳥山町、新羽町及び日吉六丁目地内

緑区十日市場町、長津田みなみ台二丁目、長津田みなみ台五丁目、西八朔町、東本郷町及び東本郷六丁目地内

青葉区市ヶ尾町及びしらとり台地内

都筑区川向町、佐江戸町及び中川三丁目地内

戸塚区上矢部町、戸塚町、東俣野町及び俣野町地内
栄区笠間三丁目、小菅ヶ谷一丁目、小菅ヶ谷二丁目及び長沼
町地内

瀬谷区相沢五丁目、下瀬谷三丁目及び中屋敷三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

5 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市下水道河川局マネジメント推進部マネジメント推進課

横浜市公告第 230 号

横浜国際港都建設道路事業に係る図書の縦覧
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・3・9 号国道 16 号線（上川井・北地区）
1・3・2 号国道 16 号バイパス線（関連外郭部）
3・3・20 号国道 16 号バイパス線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間
令和 6 年 4 月 2 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
旭区上川井町地内
瀬谷区卸本町、上瀬谷町、北町、瀬谷町、五貫目町及び目黒町地内
 - (2) 使用の部分
旭区上川井町地内
- 5 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
横浜市脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課

横浜市公告第 231 号

横浜国際港都建設道路事業の施行

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設道路事業に係る認可の告示があったので、同法第 66 条の規定に基づき、その施行について次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・3・9 号国道 16 号線（上川井・北地区）
1・3・2 号国道 16 号バイパス線（関連外郭部）
3・3・20 号国道 16 号バイパス線（関連外郭部）
- 2 施行者の名称
横浜市
- 3 事務所の所在地
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
旭区上川井町地内
瀬谷区御本町、上瀬谷町、北町、瀬谷町、五貫目町及び目黒町地内
 - (2) 使用の部分
旭区上川井町地内

横浜市公告第 232 号

横浜国際港都建設道路事業に係る図書の縦覧
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・3・50号恩田元石川線（元石川地区）
3・3・25号日吉元石川線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間
令和 6 年 4 月 2 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
青葉区荏子田二丁目及び元石川町地内
 - (2) 使用の部分
青葉区元石川町地内
- 5 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第 233 号

横浜国際港都建設道路事業の施行

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設道路事業に係る認可の告示があったので、同法第 66 条の規定に基づき、その施行について次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・3・50 号恩田元石川線（元石川地区）
3・3・25 号日吉元石川線（関連外郭部）
- 2 施行者の名称
横浜市
- 3 事務所の所在地
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
青葉区荏子田二丁目及び元石川町地内
 - (2) 使用の部分
青葉区元石川町地内

横浜市公告第 234 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、日限山自治会住宅地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 6 年 4 月 26 日から令和 6 年 5 月 28 日まで
- 2 縦覧場所
横浜市建築局建築指導部建築企画課
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 3 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和 6 年 6 月 5 日午後 4 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所
港南区役所 5 階 地域協働ルーム
港南区港南四丁目 2 番 10 号

横 浜 市 公 告 第 235 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 6 月 14 日 第 2023 開 1604 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
保 土 ヶ 谷 区 天 王 町 2 丁 目 46 番 地 の 5
株 式 会 社 西 住 通 セ ン タ ー
代 表 取 締 役 西 淵 達 也
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 下 飯 田 町 695 番 の 2 の 一 部 及 び 719 番 の 3

横 浜 市 公 告 第 236 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 9 月 27 日 第 2023 開 902 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 7 番 2 号
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト
代 表 取 締 役 福 岡 良 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
磯 子 区 丸 山 一 丁 目 261 番 の 8 か ら 261 番 の 26 ま で

横 浜 市 公 告 第 237 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 21 日 第 2023 開 1411 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 本 郷 一 丁 目 33 番 の 3 、 33 番 の 10 の 一 部 、 33 番 の 29 及 び 33
番 の 30 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 238 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 1 月 9 日 第 2023 開 1317 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 宮 川 町 1 丁 目 4 番 地
有 限 会 社 ス タ ー ト ル
代 表 取 締 役 桐 生 貴 久
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 前 田 町 1,264 番 の 2 及 び 1,264 番 の 8 の 一 部

横浜市公告第 239 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 6 年 1 月 16 日 第 2023 開 1718 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
東急株式会社
取締役社長 堀江正博
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区榎が丘 21 番の 1、21 番の 40、21 番の 48 から 21 番の 50 まで
及び 21 番の 53

横浜市公告第 240 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 7 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 4 月 5 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
21.78 m
- 5 指定の場所
保土ヶ谷区花見台 47 番の 2 及び 47 番の 2 の先並びに明神台 10 番の 15 の一部、10 番の 22 の一部、10 番の 22 の先及び 10 番の 23
- 6 申請者の氏名
株式会社ホームランド
代表取締役 小野 洋一郎

横浜市公告第 241 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 44・46 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 4 月 12 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.50 m 及び 6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
27.70 m
- 5 廃止の場所
磯子区磯子台 1,077 番の 41 及び 1,077 番の 48 の各一部

達

達 第 34 号

庁 中 一 般

横 浜 市 環 境 管 理 計 画 推 進 会 議 設 置 規 程 (平 成 8 年 9 月 達 第 10 号)
の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 4 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 3 条 第 3 項 中 「みどり環境局戦略企画部長」を「みどり環境局
戦略企画部担当部長」に改める。

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

区 告 示

神 奈 川 区 告 示 第 3 号 (令 和 6 年 4 月 5 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 白 幡 町 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 神 奈 川 区 長 鈴 木 茂 久

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	鈴 木 勝 治 神 奈 川 区 白 幡 町 9 番 32 号	坂 井 正 勝 神 奈 川 区 白 幡 町 8 番 16 号

旭区告示第 7 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	吉 岡 実 男 旭区白根八丁目 19 番 26 号	駒 津 義 朗 旭区白根八丁目 27 番 8 号

旭区告示第 8 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	駒 津 義 朗 旭区白根八丁目 27 番 8 号	小田切 安 正 旭区白根八丁目 20 番 5 号

旭区告示第 9 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小田切 安 正 旭区白根八丁目 20 番 5 号	堀 江 智 幸 旭区白根八丁目 23 番 6 号

旭区告示第 10 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	堀 江 智 幸 旭区白根八丁目 23 番 6 号	会 田 直 道 旭区白根八丁目 21 番 17 号

旭区告示第 11 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	会 田 直 道 旭区白根八丁目 21 番 17 号	浜 川 和 芳 旭区白根八丁目 23 番 6 号

旭区告示第 12 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	浜 川 和 芳 旭区白根八丁目 23 番 6 号	鈴 木 規 晋 旭区白根八丁目 24 番 7 号

旭区告示第 13 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鈴木規晋 旭区白根八丁目 24 番 7 号	吉田稔 旭区白根八丁目 23 番 12 号

旭区告示第 14 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	吉 田 稔 旭区白根八丁目 23 番 12 号	河 野 勝 旭区白根八丁目 31 番 15 号

旭区告示第 15 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	河野 勝 旭区白根八丁目 31 番 15 号	羽鳥 孝夫 旭区白根八丁目 31 番 18 号

旭区告示第 16 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	羽 鳥 孝 夫 旭区白根八丁目 31 番 18 号	西 岡 睦 旭区白根八丁目 18 番 20 号

旭区告示第 17 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西 岡 睦 旭区白根八丁目 18 番 20 号	梅 津 悟 旭区白根八丁目 21 番 6 号

旭区告示第 18 号（令和 6 年 4 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	梅 津 悟 旭区白根八丁目 21 番 6 号	古 屋 彰 旭区白根八丁目 22 番 18 号

磯子区告示第 1 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、岡村西部第一自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市磯子区長 高 橋 功

変更した事項	変 更 前	変 更 後
主たる事務所の所在地	磯子区岡村六丁目 3 番 16 号	磯子区岡村四丁目 26 番 1 号

栄区告示第 1 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸四丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	古川陽子 栄区庄戸四丁目 19 番 21 号	近藤弘子 栄区庄戸四丁目 22 番 18 号

水道局

水道局公告第 1 号

指定給水装置工事事業者の更新

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する指定給水装置工事事業者の指定を、水道法第 25 条の 3 の 2 に基づき更新した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 岡 秀 一

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	代表者氏名	更新年月日
2079	天満管工業株式会社	天 満 直 樹	令和 5 年 9 月 30 日
2086	丸ノ内工業株式会社	朝 永 利 幸	令和 5 年 9 月 30 日
2088	株式会社甲斐設備工業	甲 斐 慎 一	令和 5 年 9 月 30 日
2089	株式会社永島建設	永 島 政 浩	令和 5 年 9 月 30 日
2094	有限会社田中管工設備	田 中 森 和	令和 5 年 9 月 30 日
2097	伊橋興業株式会社	伊 橋 昇	令和 5 年 9 月 30 日
2101	株式会社長野工務店	長 野 真 行	令和 5 年 9 月 30 日
2103	ビッグ商会	井 上 勝	令和 5 年 9 月 30 日
2104	株式会社カーザテクノ	時 津 耕 基	令和 5 年 9 月 30 日
2108	有限会社三高商会	高 部 修 二	令和 5 年 9 月 30 日
2110	有限会社オスク	大 庭 茂	令和 5 年 9 月 30 日
2111	エーワンエンジニアリング株式会社	知 念 正 幸	令和 5 年 9 月 30 日
2118	有限会社坂井工業	坂 井 正 朗	令和 5 年 9 月 30 日

2122	株式会社三栄	倉 澤 英 次	令和 5 年 9 月 30 日
2129	山本設備	山 本 圭 一	令和 5 年 9 月 30 日
2133	有限会社初声設備	加 藤 和 己	令和 5 年 9 月 30 日
2137	株式会社タイコー	成 田 誠	令和 5 年 9 月 30 日
2140	工藤建設株式会社	工 藤 英 司	令和 5 年 9 月 30 日
2144	東海設備	木 村 年 男	令和 5 年 9 月 30 日
2147	櫻井工業株式会社	菊 地 恒 雄	令和 5 年 9 月 30 日
2148	有限会社中設備工業所	中 川 浩 康	令和 5 年 9 月 30 日
2149	株式会社ミズモリ	梅 田 希世志	令和 5 年 9 月 30 日
2151	鹿島環境設備株式会社	古 谷 和 弘	令和 5 年 9 月 30 日
2152	株式会社ライフ・アクア	鎌 田 基 希	令和 5 年 9 月 30 日
2153	横浜建設株式会社	須 藤 剛	令和 5 年 9 月 30 日
2154	株式会社ワークス	小 幡 伸 弘	令和 5 年 9 月 30 日
2155	有限会社阿部設備工業	阿 部 高 裕	令和 5 年 9 月 30 日
2159	株式会社セイコーテクノ東京	瀬 川 昭	令和 5 年 9 月 30 日
2161	株式会社ミナミ設備サービス	野 中 秀 樹	令和 5 年 9 月 30 日
2163	有限会社脇田設備工業	脇 田 慶 治	令和 5 年 9 月 30 日
2166	株式会社新設	鈴 木 和 寛	令和 5 年 9 月 30 日
2167	宮本土木株式会社	宮 本 賢 浩	令和 5 年 9 月 30 日
2168	森崎建築	森 崎 徹	令和 5 年 9 月 30 日

2169	有限会社こじま設備	小 島 秀 夫	令和 5 年 9 月 30 日
2172	株式会社ティー・エム・サー ビス	田 中 耕 一 郎	令和 5 年 9 月 30 日
2175	宮内建設株式会社	宮 内 康 治	令和 5 年 9 月 30 日
2176	永光建設株式会社	吉 田 寛 之	令和 5 年 9 月 30 日
2180	有限会社チクマ設備材	江 森 俊 樹	令和 5 年 9 月 30 日
2183	進和工業株式会社	伊 澤 直 通	令和 5 年 9 月 30 日
2184	大川工業	大 川 隆 司	令和 5 年 9 月 30 日
2186	ウィン・アゲイン株式会社	工 藤 雄	令和 5 年 9 月 30 日
2187	有限会社藤田管工	藤 田 一 廣	令和 5 年 9 月 30 日
2191	福水設備	福 島 彰	令和 5 年 9 月 30 日
2192	有限会社二宮工業所	二ノ宮 直 樹	令和 5 年 9 月 30 日
2195	有限会社ブルーウェイ	長 井 寛 茂	令和 5 年 9 月 30 日
2198	株式会社丸三工営	小 林 營	令和 5 年 9 月 30 日
2199	株式会社コバプロ	小 林 健 一	令和 5 年 9 月 30 日
2201	橋本工業	橋 本 健	令和 5 年 9 月 30 日
2202	岳南建興株式会社	渡 邊 伸 幸	令和 5 年 9 月 30 日
2206	有限会社小川水道	小 川 正 敏	令和 5 年 9 月 30 日
2207	有限会社光工業	猪 狩 博 貴	令和 5 年 9 月 30 日
2209	株式会社ミライ工業	藤 田 正 良	令和 5 年 9 月 30 日
2210	幸裕興業株式会社	渡 長 稔	令和 5 年 9 月 30 日

2217	有限会社中嶋設備	中 嶋 千 江 子	令 和 5 年 9 月 30 日
2219	株式会社共栄社	山 口 宏	令 和 5 年 9 月 30 日
2221	株式会社ダイチ住建	木 村 大 地	令 和 5 年 9 月 30 日
2222	有限会社ヤマト設備	山 田 隆 幸	令 和 5 年 9 月 30 日
2223	石川設備	石 川 君 夫	令 和 5 年 9 月 30 日
2224	エイチエスシー株式会社	平 野 浩 一	令 和 5 年 9 月 30 日
2226	有限会社青木商会	石 野 修	令 和 5 年 9 月 30 日
2228	メルビック電工株式会社	田 中 修	令 和 5 年 9 月 30 日
2229	株式会社テクノス三和	中 村 豊	令 和 5 年 9 月 30 日
2231	東京ガスエネワーク株式会社	小 菅 大 輔	令 和 5 年 9 月 30 日
2234	株式会社イースマイル	島 村 禮 孝	令 和 5 年 9 月 30 日
2236	大村住設	大 村 正	令 和 5 年 9 月 30 日
2237	嘉貴工業株式会社	吉 川 康 志	令 和 5 年 9 月 30 日
2242	有限会社アクアステージ	加 藤 友 樹	令 和 5 年 9 月 30 日
2243	義原設備	義 原 勝 二	令 和 5 年 9 月 30 日
2244	横浜市管工事協同組合	石 田 隆	令 和 5 年 9 月 30 日
2245	株式会社ケイテック	伊 東 清 伸	令 和 5 年 9 月 30 日
2246	株式会社シビックロード	重 田 マリコ	令 和 5 年 9 月 30 日
2250	株式会社日建産業	平 田 恵 介	令 和 5 年 9 月 30 日
2254	株式会社杉崎管工	杉 崎 久 志	令 和 5 年 9 月 30 日

2256	紫洋建設株式会社	傍 示 洋	令和 5 年 9 月 30 日
2257	ミサワホーム建設株式会社	忠 鉢 龍 治	令和 5 年 9 月 30 日
2259	有限会社辻設備	辻 靖 浩	令和 5 年 9 月 30 日
2260	株式会社太清ブラウニー	郭 山 信 一	令和 5 年 9 月 30 日
2262	有限会社堀内設備工業	堀 内 信 宏	令和 5 年 9 月 30 日
2264	有限会社創光工業	大 山 武 志	令和 5 年 9 月 30 日
2265	有限会社コイズミホーム	小 泉 清 貴	令和 5 年 9 月 30 日
2266	旭住宅機器株式会社	森 勝 洋	令和 5 年 9 月 30 日
2268	有限会社林住宅設備	林 武	令和 5 年 9 月 30 日
2271	英輝総業	芦 澤 英 将	令和 5 年 9 月 30 日
2272	西建設工業株式会社	西 山 徹	令和 5 年 9 月 30 日
2273	株式会社アンセイ	青 木 幹	令和 5 年 9 月 30 日
2274	株式会社第三設備	佐 伯 泰 信	令和 5 年 9 月 30 日
2275	及川設備	及 川 誠	令和 5 年 9 月 30 日
2279	株式会社隆昌建設	柳 昌	令和 5 年 9 月 30 日
2284	株式会社ユタホーム	油 谷 浩 章	令和 5 年 9 月 30 日
2291	株式会社イクス	宮 下 健 二	令和 5 年 9 月 30 日
2293	ツヅキ工業株式会社	都 築 佑 介	令和 5 年 9 月 30 日
2294	横浜エンジニアリング株式会社	岡 崎 洋 政	令和 5 年 9 月 30 日
2296	株式会社ヒロズ	高 麗 浩 一 郎	令和 5 年 9 月 30 日

2297	株式会社大浦設備	大浦 満	令和 5 年 9 月 30 日
2302	有限会社大木工業所	大木 貴紀	令和 5 年 9 月 30 日
2303	有限会社今野設備工業所	今野 則雄	令和 5 年 9 月 30 日
2304	株式会社サムズ	福原 修	令和 5 年 9 月 30 日
2306	T S 設備	嶋田 貴裕	令和 5 年 9 月 30 日
2309	エバーリンクス株式会社	松本 英隆	令和 5 年 9 月 30 日
2310	株式会社ホーセン	志田 澄	令和 5 年 9 月 30 日
2316	株式会社漸進	石井 貞嘉	令和 5 年 9 月 30 日
2319	株式会社野口管工設備	野口 慎一	令和 5 年 9 月 30 日
2322	株式会社臯月	橘井 広幸	令和 5 年 9 月 30 日
2325	有限会社シールート工業	竹内 才元	令和 5 年 9 月 30 日
2326	株式会社英進設備工業	緑川 善信	令和 5 年 9 月 30 日
2327	株式会社アクトエンジニアリング	朝倉 保幸	令和 5 年 9 月 30 日
2328	エイショウ株式会社	田中 達也	令和 5 年 9 月 30 日
2329	株式会社エース産業	関 富栄	令和 5 年 9 月 30 日
2331	大橋設備設計	大橋 昭彦	令和 5 年 9 月 30 日
2333	株式会社沢設備工業所	石黒 辰英	令和 5 年 9 月 30 日
2339	株式会社カンパイ	桑原 正幸	令和 5 年 9 月 30 日
2345	アリカ水道技研工業株式会社	佐久間 隆	令和 5 年 9 月 30 日
2348	株式会社オーエヌサービス	小澤 崇	令和 5 年 9 月 30 日

2351	株式会社ライフサポート	藤 門 篤 史	令和 5 年 9 月 30 日
2354	株式会社梅原工業	梅 原 賢 二	令和 5 年 9 月 30 日
2357	菊永建設株式会社	菊 永 秀 樹	令和 5 年 9 月 30 日
2358	東管工業株式会社	伊 東 浩 一	令和 5 年 9 月 30 日
2359	有限会社中村商会	中 村 裕	令和 5 年 9 月 30 日
2361	株式会社小川設備	小 川 伸 弘	令和 5 年 9 月 30 日
2363	太智工業	安 室 雄 智	令和 5 年 9 月 30 日
2366	ジャパンベストレスキューシ ステム株式会社	榑 原 暢 宏	令和 5 年 9 月 30 日
2368	有限会社石井設備工業	石 井 榮 一	令和 5 年 9 月 30 日
2370	有限会社藤幸設備	内 藤 幸 良	令和 5 年 9 月 30 日
2374	有限会社ヨコハマプラントフ ァクトリー	柳 井 和 徳	令和 5 年 9 月 30 日
2375	株式会社オアシスソリューション	小 川 隆 玄	令和 5 年 9 月 30 日
2385	S A S 株式会社	太 田 康 之	令和 5 年 9 月 30 日
2386	株式会社アシストワークス	山 村 昭 次	令和 5 年 9 月 30 日
2387	株式会社横浜アクア	制 野 安 幸	令和 5 年 9 月 30 日
2388	株式会社アルテクト	原 寛 和	令和 5 年 9 月 30 日
2389	株式会社 R y o , s P l a n n i n g	中 嶋 亮 介	令和 5 年 9 月 30 日
2390	株式会社スターライト工業	星 晃	令和 5 年 9 月 30 日
2394	有限会社足立工務店	足 立 正 隆	令和 5 年 9 月 30 日
2397	有限会社富設備	富 山 和 明	令和 5 年 9 月 30 日

2400	株式会社アクアライン	大垣内 剛	令和 5 年 9 月 30 日
2403	京浜リペアーサービス株式会社	金子 清	令和 5 年 9 月 30 日
2409	株式会社ホゼン	米澤 昭洋	令和 5 年 9 月 30 日
2411	株式会社ワースクリエーション	中村 寿男	令和 5 年 9 月 30 日
2412	重田建設企業株式会社	重田 茂	令和 5 年 9 月 30 日
2413	株式会社水工	神崎 清	令和 5 年 9 月 30 日
2419	株式会社アクア・システム・サービス	亀山 健太	令和 5 年 9 月 30 日
2420	有限会社大平設備	大平 和年	令和 5 年 9 月 30 日
2421	株式会社池部設備	池部 晋一郎	令和 5 年 9 月 30 日
2424	株式会社ありがとう	中村 亘	令和 5 年 9 月 30 日
2428	モチダ設計	餅田 益夫	令和 5 年 9 月 30 日
2429	株式会社イースト	小池 秀明	令和 5 年 9 月 30 日
2430	有限会社環建設	橋本 信次	令和 5 年 9 月 30 日
2437	株式会社アクアエンジニアリング	國分 智	令和 5 年 9 月 30 日
2441	株式会社シティスケープ	川野 優	令和 5 年 9 月 30 日
2442	株式会社スターテック	星野 隆之	令和 5 年 9 月 30 日
2444	株式会社金沢設備	金澤 進一	令和 5 年 9 月 30 日
2445	株式会社岡田建設	岡田 生彦	令和 5 年 9 月 30 日
2446	株式会社門前住設	門前 和人	令和 5 年 9 月 30 日
2447	仲村設備	仲村 志郎	令和 5 年 9 月 30 日

2451	株式会社リウオータ	浅野 貴光	令和 5 年 9 月 30 日
2453	株式会社孝和工業	佐藤 孝行	令和 5 年 9 月 30 日
2457	株式会社アクロテック	赤荻 潤	令和 5 年 9 月 30 日
2459	森山建設株式会社	小玉 徹	令和 5 年 9 月 30 日
2460	株式会社協同設備工業	蛭子 裕樹	令和 5 年 9 月 30 日
2462	アーバン・エンジニアーズ株式会社	江本 寛和	令和 5 年 9 月 30 日
2464	藤住設	藤岡 英幸	令和 5 年 9 月 30 日
2467	森田水工	森田 敦彦	令和 5 年 9 月 30 日
2468	日本住宅ツーバイ株式会社	丸山 宗宜	令和 5 年 9 月 30 日
2470	株式会社伊原工業	伊原 信重	令和 5 年 9 月 30 日
2471	株式会社水江社	高野 博之	令和 5 年 9 月 30 日
2472	興津エンジニアリング	興津 穰	令和 5 年 9 月 30 日
2475	天野住宅設備	天野 満	令和 5 年 9 月 30 日
2477	株式会社富士興産	菰原 洋二	令和 5 年 9 月 30 日
2479	加藤設備	加藤 恭貴	令和 5 年 9 月 30 日
2482	第一綜合株式会社	出口 裕樹	令和 5 年 9 月 30 日
2484	石井工務店	石井 明広	令和 5 年 9 月 30 日
2488	株式会社ジェイエーアメニティーハウス	今井 洋一	令和 5 年 9 月 30 日
2492	株式会社タウンメンテナンス	下田 博信	令和 5 年 9 月 30 日
2493	株式会社ニジアス	河本 勇	令和 5 年 9 月 30 日

2494	株式会社石川住設	石川 秀之	令和 5 年 9 月 30 日
2496	株式会社新和	宮嶋 隆	令和 5 年 9 月 30 日
2497	アイカワ設備	相川 竜一	令和 5 年 9 月 30 日
2500	株式会社ケイアド	小杉 豊	令和 5 年 9 月 30 日
2501	大栄住設	大井 ゆかり	令和 5 年 9 月 30 日
2502	ケイ・アイ工業	石黒 清信	令和 5 年 9 月 30 日
2503	池谷ホーム株式会社	川畑 博史	令和 5 年 9 月 30 日
2506	株式会社エステック	鈴木 紀慶	令和 5 年 9 月 30 日
2510	株式会社住まいる設備	内田 勇	令和 5 年 9 月 30 日
2512	株式会社ほっとハウス	荻野 隆	令和 5 年 9 月 30 日
2515	株式会社二大設備工業	齊藤 卓也	令和 5 年 9 月 30 日
2517	株式会社スエナガ	末永 光則	令和 5 年 9 月 30 日
2520	株式会社荏原製作所	浅見 正男	令和 5 年 9 月 30 日
2521	アムコン株式会社	佐々木 昌一	令和 5 年 9 月 30 日
2524	横浜プラント株式会社	相浦 敏成	令和 5 年 9 月 30 日
2525	東栄住宅設備株式会社	島村 琢人	令和 5 年 9 月 30 日
2530	さくま住設工業	佐久間 優行	令和 5 年 9 月 30 日
2532	株式会社相原設備	相原 直子	令和 5 年 9 月 30 日
2535	高橋設備	高橋 直也	令和 5 年 9 月 30 日
2536	株式会社日本スペーシオ	岩谷 匡晴	令和 5 年 9 月 30 日

2539	株式会社三和水道管理	内 田 竜 文	令和 5 年 9 月 30 日
2541	アサヒ技研株式会社	長 谷 川 勝 也	令和 5 年 9 月 30 日
2542	山羽メンテナンス有限公司	沓 名 知 之	令和 5 年 9 月 30 日
2545	株式会社水道ケア	飯 田 聖 仁	令和 5 年 9 月 30 日
2550	株式会社笠倉工業	笠 倉 嘉 平	令和 5 年 9 月 30 日
2556	株式会社プラストフォー	倉 科 充 晃	令和 5 年 9 月 30 日
2557	有限会社ウォーターワークス オブライフ	桑 山 順 也	令和 5 年 9 月 30 日
2559	有限会社アクエリアス	白 石 秀 行	令和 5 年 9 月 30 日
2562	岩崎設備	岩 崎 伸 幸	令和 5 年 9 月 30 日
2567	株式会社 Polyvalent	金 子 賢 次	令和 5 年 9 月 30 日
2568	栄和設備	石 川 栄 二	令和 5 年 9 月 30 日
2569	東洋総業株式会社	加 藤 宣 明	令和 5 年 9 月 30 日
2574	河野建設株式会社	河 野 良 典	令和 5 年 9 月 30 日
2577	征矢設備	征 矢 伸 一	令和 5 年 9 月 30 日

- 2 指定の有効期間
更新年月日から起算して 5 年間

交通局

交通局公告第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次の者を令和 6 年 3 月 29 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部浅間町営業所	運輸職員	金子真悟	停職 12 箇月

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 4 号

横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書要旨の一部訂正

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定による横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書について、候補者河治民夫の出納責任者北村勇から訂正の届出があったので、公職選挙法第 192 条の規定による横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書要旨（令和 5 年 12 月横浜市選挙管理委員会告示第 18 号）の一部を次のとおり訂正する。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

横浜市議会議員一般選挙旭区選挙区の河治民夫の第 1 回報告分収支報告書のうち、収入の欄中主たる寄附の「 1,084,027 」を「 199,730 」に、その他の収入「 - 」を「 884,297 」に改める。

正 誤

令和 6 年定期第 162 号 20 ページ上から 11 行目表中「令和 15 年 3 月 31 日」は「令和 14 年 3 月 31 日」の、上から 40 行目表中「令和 15 年 3 月 31 日」は「令和 14 年 3 月 31 日」の誤り。